

第 6 回

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

会 議 録

(平成16年3月1日)

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

第6回 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会会議録

1. と き 平成16年3月1日(月曜日) 13:56~15:15

2. ところ ホテル函館ロイヤル

3. 出席者

(1) 会長 函館市長 井上博司

(2) 副会長 戸井町長 吉澤慶昭 恵山町長 工藤篤
椴法華村長 船木英秀 南茅部町長 飯田満

(3) 出席委員(35名)

(函館市)

西尾正範
福島恭二
岩谷正信
小野沢猛史
泉清治
佐藤幸太郎
山鼻節郎

(戸井町)

伊藤修
吉田崇仁
境樹弥
吉田悦也
砂子賢己
館山澄子

(恵山町)

石田徹也
斉藤明男
依田邦男
二木進
藤原靖孝
斉藤賢三

(椴法華村)

大津廣
田中孝司
中市敏樹
佐々木孫一
佐々木正俊
佐々木範子

(南茅部町)

細井徹
杉林幸弘
樋口廣文
鎌田光夫
関根弘
熊谷儀一

(共通委員)

星井英人 河合裕秋 長野章
金山正智

4 . 説明員

函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会事務局

事 務 局 長 近 江 茂 樹

函 館 市 環 境 部 長 小 野 知 博

会議に付した事件

(協議事項)

- 協議第 1号 地域審議会について
- 協議第 2号 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第 3号 行政組織機構の取扱いについて
- 協議第 4号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第 5号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第 6号 環境衛生事業の取扱いについて
- 協議第 7号 条例、規則等の取扱いについて
- 協議第 8号 建設関係事業の取扱いについて(継続協議)
- 協議第 9号 町字名の取扱いについて(継続協議)
- 協議第 10号 5市町村建設計画(継続協議)

- 議案第 1号 平成16年度函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会スケジュールについて
- 議案第 2号 平成16年度函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会予算について

午後1時56分 開 会

川越課長 本日は、ご多用のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。若干、定刻前でございますけれども、早速始めさせていただきたいと存じます。

まず、開会に当たりまして、本協議会の会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。井上会長、よろしくお願いいたします。

井上会長 それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

これまで各委員の皆様方のご協力をいただきまして、協議が極めて順調に推移をいたしております。本当にありがとうございます。この協議会もいよいよ大詰めを迎えておまして、今日とそれから今月末にもう一度開催を予定しておまして、この2回でほぼ協議が整うという状況でございます。後ほど事務局の方からスケジュール等についてもお話がございますが、順調に推移しておりますから、4月くらいには調印式という運びになるのではないかなというふうに考えているところでございます。

私自身は、これまでの協議を通じて活発なご意見はいただいておりますけれども、協

議会全体が極めて順調に推移をいたしておりますから、この合併問題、確実に着実に実現するのではないかなという、そういった期待感も持っているところでございます。今日は申し上げましたように、大詰め段階に入った協議でございますが、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、一言ごあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

川越課長 会長どうもありがとうございました。

それでは、これからの進行につきましては、協議会規約第9条第2項の規定により、井上会長をお願いしたいと存じます。

井上会長、よろしくお願いいたします。

井上会長 それでは、早速ただいまから第6回函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会を開催いたします。

最初に、会議録署名委員の選任でございますが、本日の署名委員は、函館市議会議員の岩谷委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速本日の協議事項に入りたいと思います。

協議第1号 地域審議会についてから協議第3号 行政組織機構の取扱いについてまで。これらは合併後の地域振興あるいは地域自治にかかわる事項でございますので、一括をしてお諮りをいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第1号 地域審議会から協議第3号 行政組織機構の取扱いまで一括でご説明をしたいと思います。

まず、協議第1号 地域審議会につきまして、調整方針案を読み上げさせていただきます。

「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4の規定による地域審議会を戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町に設置するものとし、合併までに組織および運営に関し必要な事項を定める。」としてございます。

なお、こちらにつきましては、任意協議会の中でも確認をさせていただきます。

次ページをお開き願いたいと思います。

具体的な内容は、ただいま申し上げた内容のとおりでございます。

1番目のイメージ図でございます。真ん中の四角になりますが、地域審議会につきましては、市長からの諮問に対する答申、それから地域審議会として市長に意見を申し述べるという、そういう図の流れでございます。

また、この地域審議会につきましては、4地域にそれぞれ戸井地域審議会から南茅部地域審議会まで4地域に設けるということでございます。

また、支所とのかかわりにつきましては、その下の矢印、交互になってございますが、それぞれの支所の地域振興担当窓口で庶務あるいは連絡調整に当たると、そういうような形でのイメージ図でお示しをいたしてございます。

2番目につきましては、市町村の合併の特例に関する法律ということで、この地域審議会は平成11年の7月に、法の改正によりまして新たな制度として生まれたものでございます。

地域審議会の条文につきましては、割愛をさせていただきたいと思っております。

次のページをお開き願いたいと思っております。

3番目として、地域審議会の設置ということで案でございますが、4地域の名称それぞれ戸井地域審議会、恵山地域審議会、椴法華地域審議会、南茅部地域審議会ということでございます。

また、所掌事項につきましては、次の事項について、市長の諮問に応じて審議をし、また意見を述べるができることとしてございまして、まず最初に市町村建設計画の執行状況、次に市町村建設計画の変更にかかわる部分、また当該地域においてのみ行われる事務・事業、それから当該地域に特別に利害関係のある事務・事業、さらにその他対象地域の振興に関する事項ということで、大きくここは5区分をしてございます。

また、(3)の設置期間でございますが、合併年次及びこれに続く10カ年度ということで設定をいたしてございます。

4番目の委員数および任期でございます。

まず、委員数につきましては、それぞれ15名以内ということで、委員の内訳といたしましては、公共的団体あるいは学識経験者、公募等により選ぶという形でございます。

また、任期につきましては2年ということで、お示しをいたしてございます。

次のページをお開き願いたいと思っております。

こちらにつきましては、他の地域での地域審議会の設置状況でございます。

まず、上半分の四角につきましては、平成16年3月1日、本日現在で既に地域審議会を設置している事例でございます。全部で14の市、町で設置をしてございます。このゴシックの太字になっているところの地域で、地域審議会が設置されているということでご認識いただければと思います。

また、右側の方の設置期間あるいは委員数。設置期間につきましては10年、あるいは概ね10年というところが多いところがございます。

また、委員数につきましても15人以内というところが、既に設置されているところでは多いということでございます。

また、下半分の資料でございますが、法定協議会で地域審議会の設置を既に決定している事例ということで、ここにつきましては18のところ設置を決定してございます。同じく太字になっているところの地域で、それぞれ地域審議会が設けられているということでございます。

また、設置期間、委員数につきましても既に設置済みのところと同様で、概ね10年が多いということと、委員数につきましても15人、12人、10人以内ということで、概ね15人前後の委員数を予定をしているところでございます。

以上が、地域審議会についてでございます。

続きまして、協議第2号 特別職の身分の取扱いにつきまして、調整方針案を読み上げさせていただきます。

「戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の常勤の特別職および教育長の身分の取扱いについては、5市町村の長が別に協議して定める。」としてございます。

こちらの内容につきましても、任意協議会の中では同様の内容で確認がなされてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

調整の具体的な内容は、ただいま読み上げたとおりでございます。下の大きな四角の中には5市町村の特別職の任期ということで、函館市から南茅部町まで市町村長、助役、収入役、教育長等の任期を記載をいたしてございます。

特別職の身分の取扱いにつきましては、以上でございます。

続きまして、協議第3号 行政組織機構の取扱いにつきまして、ご説明をいたします。調整方針案を読み上げさせていただきます。

「1 戸井町役場、恵山町役場、椴法華村役場、南茅部町役場は支所とし、支所の組織については、住民サービスの低下を招かないよう配慮する。

2 行政委員会および附属機関等の取扱い

(1) 行政委員会については、函館市の機関に統合する。

(2) 附属機関等については、それぞれの経緯や地域特性を踏まえながら、統合・再編などを行うものとする。」としてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

まず、行政組織機構ということで具体的な内容につきましては、ただいま読み上げたとおりでございます。

(1)の現在の組織機構ということで、4町村の機構をそれぞれ表示をいたしてございます。多少、職員数の多いところでは設置している課が多くなっていますが、概ね現在の4町村の機構は記載のとおりでございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

合併後の支所の組織機構(案)ということで、図をお示しをしてございます。函館市役所、本庁の下にそれぞれ戸井支所、恵山支所、椴法華支所、南茅部支所ということで、それぞれ支所長さんがいらっしゃるという形でございます。

また、この大きな矢印の下の部分ですが、支所長の下業務はどのようなものがあるかということで、大きくは6部門に分けてお示しをしてございます。

まず、一番左が地域振興部門、次が住民サービス部門、次が保健福祉部門、それから次

が建設部門、産業振興部門ということで、教育委員会につきましては、縦割りの部分で若干この組織とはまた別になりますけれども、同じ支所内に教育事務所ということで、それぞれの部門の下には行う業務を記載をしております。概ね4支所ともこのような形を、一つの組織の案ということで考えております。

次のページをお開き願いたいと思います。

行政委員会および附属機関等のかかわりでございます。

まず、(1)行政委員会でございます。こちらにつきましては、函館市の機関に統合するという事です。

それから(2)附属機関等については、以下の区分により調整するという事で、5区分をお示しをしております。函館市の機関に統合するもの、函館市の機関を再編するもの、町村の機関を再編するもの、現行のとおりとするもの、廃止するものという事でお示しをいたしております。

(1)の行政委員会の枠でございますが、こちらにつきましては函館市に統合するという事で、教育委員会から固定資産評価審査委員会まで五つの機関、これは合併時に函館市に統一をするという事でございます。

それから(2)の附属機関等でございますが、まずの市の機関に統合するものという事で、括弧書きで合併時は現在の市の委員で対応し、それぞれの改選期に全地域を対象とするものという事で、こちらにつきましては、総合計画策定審議会から一番下の奨学資金運営委員会まで16の附属機関等がございますが、函館市の機関に統合するという形でお示しをしております。

また、の函館市の機関を再編するもの、括弧書きとして合併時に4町村からの委員を増員するものという事で、こちらにつきましては、防災会議から文化財保護審議会まで三つの附属機関がございます。

また、の町村の機関を再編するものという事で、現在4町村で防災行政無線運営委員会がございますが、こちらは合併時に再編をするという事でお示しをしております。

次のページをお開き願いたいと思います。

4番目の区分といたしまして、現行のとおりとするものという事で、こちらにつきましては、合併時は現行のとおりですが、合併後、統合・再編に向けた検討も含めてしていくという事でございます。国際交流資金運営委員会から一番下のスポーツ振興審議会まで、45の附属機関がございます。それぞれ設置している町村名につきましては、括弧書きで表示をさせていただいております。

それから、5番目の廃止するものという事で、こちらは財政審議会から社会体育施設運営委員会まで、全部で八つの附属機関がございますが、こちらにつきましては、既に役割を終えているもの、それから合併時に行政として対応可能なもの等がございます、調整の結果、合併時にこれらの審議会等につきましては廃止しても構わないという事で、それぞれの部会等でも確認がなされた事項でございます。

以上、協議第1号から第3号まで、あわせてご説明をいたしました。よろしくご協議いただきしたいと思います。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま3件一括ご説明をいたしました。ご審議は一つずつ進めたいと思います。

まず、協議第1号 地域審議会について、これをお諮りをいたします。何かご質問、ご意見がございましたらご発言願います。

はい、岩谷委員。

岩谷委員 地域審議会の関係で、2ページの第5条の4に、地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。そして3には、議会の議決を得て告示をしなければならないという法律になっているわけですが、これは要するにあれでしょうか。例えば仮に6月先に合併について各市町村議会で議決をしていただくと、その際といいいますか、あわせて地域審議会に関する組織の構成員とか、定数とか任期とか任免とかという協議事項についても議会で議決をいただいたものを告示をするということで、地域審議会は条例で定めるのではなくて、議会の議決をいただいて告示をすることによって効力が発揮すると。それは12月1日合併スタートとすれば、12月1日以前に地域審議会は発足させるということの扱いになるのでしょうか。その辺ちょっと説明をお願いしたいと思います。

井上会長 はい、それでは事務局。

近江事務局長 岩谷委員からご質問ございました。

まず、この審議会の協議につきまして、どのような内容になるかということの議決が必要でございます。後ほどスケジュールの説明の中でもお話させていただきますが、6月議会におきまして、順調にいきますと合併の議決あわせまして、地域審議会についても6月の議会をお願いをしたいということで考えてございます。

本来であれば条例設置が基本ですが、編入合併の場合は条例そのものが4町村の場合でいきますと、合併時になくなってしまうということもありまして、議会で協議をいたし、告示をしたものが新市に引き継がれるという、そういう流れになってございます。これは、合併後に条例を設置し、審議会を発足させるということではなくて、合併前に地域がやっぱり懸念している部分をきちっと保障するという、そういう趣旨も含めて、条例ではなくて協議で議会の議決をいただいて告示をすると、そういう流れでスタートするということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

井上会長 岩谷委員よろしいですか。

ただいまの岩谷委員のご質問、事務局の答弁、皆さんにもかかわりますので、今のやりとりをひとつお含みをいただきしたいと思います。

はい、次にどなたか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようですが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、皆さんよろしいようでございますので、協議第1号 地域審議会については、原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次でございますが、協議第2号 特別職の身分の取扱いについてをお諮りをいたします。何かご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようですが、ご質問等が。私から一言多いことになるかもしれませんが、よく5人の首長で相談をして、しかるべき形のものを法定協にご報告になるのか、調印式の直前になるのか、タイミングがちょっとありますが、皆さんも含めて住民の皆さんにご報告をするというふうに考えておりますので、お含みをいただきたいと思います。

それでは、特にないようでございますので、協議第2号 特別職の身分の取扱いにつきまして、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ご異議がないようでございますので、原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは次、協議第3号 行政組織機構の取扱いについてをお諮りをいたします。ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 これも特にないようでございますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 ご異議がないようでございますので、協議第3号 行政組織機構の取扱いについては、原案のとおり決定をさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、協議第3号 行政組織機構の取扱いについては、原案のとおり決定いたしたいと存じます。ありがとうございました。

それでは次に、協議第4号 一般職の職員の身分の取扱いについてをお諮りをいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第4号 一般職の職員の身分の取扱いにつきまして、調整方針案を読み上げさせていただきます。

「1 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関

する法律（昭和40年法律第6号）第9条第1項の規定により、すべて函館市の職員として引き継ぐものとする。

2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、函館市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、5市町村の長が別に協議して定める。」としてございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

調整の具体的な内容につきましては、ただいま読み上げたとおりでございます。

（1）職員定数でございます。こちらにつきましては、平成15年4月1日現在の函館市、それからそれぞれ4町村の定数を記載をいたしてございます。

また、中ほどに参考ということで、渡島東部消防事務組合、恵山地区衛生処理組合等の職員数も記載をいたしてございます。

それから（2）給料表でございますが、こちらにつきましては行政職給料表、函館市につきましては9級制を採用してございますが、4町村は8級制ということでございます。ベースは国の級でございますが、函館市の場合は国の4級をカットした形での9級制を使用してございますが、4町村につきましてもそれぞれ国の9級、10級をカットした形での現在の適用がなされているところでございます。

以下、医師給料表等につきましても記載のとおりでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2の一般職の職員の給与でございます。こちらにつきましては、具体的な調整の内容を読み上げさせていただきます。

「一般職の職員の給料および手当については、函館市の制度に統一する。

ただし、4町村の支所における管理職手当については、当分の間、函館市の基準の2分の1とする。」としてございます。

下の大きな枠をご覧くださいと思います。

5市町村の一般職の職員の給与の現況ということで、平成16年4月1日現在の相違点を函館市と4町村で比較をいたしてございます。給料につきましては、函館市は9級制、4町村は8級制ということでございます。

以下、函館市の制度につきましては、ほぼ国の制度にあわせた形を適用してございます。住居手当、それから通勤手当、扶養手当につきましては、5市町村同一でございます。その他期末・勤勉、寒冷地手当等につきましても若干の違いございます。

大きな違いは、下から五つ目の管理職手当でございます。現在函館市は支給割合100分の17でございますが、4町村につきましては、戸井町が100分の9、恵山町、椴法華村、南茅部町につきましては100分の8ということで、ほぼ函館市の半分程度の支給の率になってございますが、こちらにつきましては先ほど調整でも申し上げましたが、函館市の基準の2分の1とするということで、お示しをいたしてございます。

以下、退職手当等につきましても記載のとおりでございます。

以上が、一般職の職員の身分の取扱いについてのご説明でございます。よろしくご協議
いただきたいと思います。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま協議第4号 一般職の職員の身分の取扱いについて、ご説明をいたしました。
何かご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

今日は何か、いつもより皆さん発言が少ないようでございます。会議の時間3時間あり
ますから、どうぞ何でもご発言いただきたいと思います。

よろしいですか、依田委員何か。よろしいのですか、はい。

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようでございますので、協議第4号については、原案のとおり決定
してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、協議第4号 一般職の職員の身分の取扱いについては、原案のとおり決定し
たいと存じます。ありがとうございました。

それでは次に、協議第5号 一部事務組合等の取扱いについてをお諮りいたします。

事務局から説明を願います。

はい、どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第5号 一部事務組合等の取扱いにつきまして、調整方
針案を読み上げさせていただきます。

「1 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町がそれぞれ加入している一部事務組合等につ
いては、合併の前日をもって脱退する。

2 戸井町、恵山町、椴法華村で構成している恵山地区衛生処理組合については、合併
の前日をもって解散し、函館市に引き継ぐものとする。」としてございます。

なお、こちらの協議内容につきましては、任意協議会の中でも確認がなされた事項でご
ざいます。

次のページをお開き願いたいと思います。

調整の具体的な内容につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。

まず、上半分の表でございますが、合併の前日をもって脱退し、合併後、函館市として
共同処理するものということで、函館圏公立大学広域連合、それから北海道市町村備荒資
金組合、渡島広域市町村圏振興協議会というこの三つにつきましては、合併後は函館市と
して共同処理をするということで、それぞれ公立大学であれば戸井町さんが現在入ってご
ざいます。

それから、備荒資金組合につきましては、4町村すべて加入をいたしてございます。

また、渡島広域につきましては4町村がすべて加入をしているということですが、こち

らにつきましては、合併後は函館市として処理するというので、ご提案を申し上げます。

それから、下半分の資料でございますが、合併の前日をもって脱退し、合併後、函館市が処理するものということで、一番最初は渡島東部消防事務組合でございます。こちらにつきましては、4町村のほかに砂原町、鹿部町という6町村で構成してございますが、こちらは脱退をするということで、ご提案を申し上げます。

また、茅部地区衛生施設組合。こちらにつきましては、構成団体として南茅部町が森町、砂原町、鹿部町と4町で構成をしてございますが、こちらにつきましても脱退をするということで、ご提案を申し上げます。

また、一番下の渡島廃棄物処理広域連合。こちらにつきましては、13の町で構成をしてございますが、こちらにつきましても現在南茅部町が加入をしてございますが、合併を機に脱退をするということで、ご提案を申し上げます。

次のページをお開き願いたいと思います。

以下、上から北海道市町村職員退職手当組合。こちらにつきましては、4町村がこちらの方の組合に加盟をしてございますが、こちらを脱退するという形でご提案を申し上げます。

また、2番目の北海道市町村総合事務組合につきましては、やはり同じく4町村が加入をしてございます。こちらにつきましては、消防団あるいは非常勤の方の損害補償あるいは災害等にかかわる事務ということでございますが、現在函館市では条例設置をしてございますので、条例で対応するという形になろうかと思っております。

3番目の北海道町村議会議員公務災害補償等組合につきましても4町村加盟をしてございます。

同じく一番下の渡島支庁管内公平委員会。こちらにつきましても4町村加盟してございますが、それぞれ脱退をするということで、ご提案を申し上げます。

また、一番下の合併の前日をもって解散し、合併後、函館市が処理するものということで恵山地区衛生処理組合。こちらにつきましては、戸井町、恵山町、椴法華村が入ってございまして、合併の前日をもって解散をして市の方に引き継いで処理をするということで、事務、財産、人員等も含めて函館市が処理するという形でございます。

以上が、一部事務組合の取扱いについてのご説明でございます。よろしくご審議をいただきたいと思っております。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま協議第5号 一部事務組合等の取扱いについて説明をいたしました。何かご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にご発言がないようでございますので、それでは協議第5号は、原案のと

おり決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ご異議がないようでございますので、協議第5号 一部事務組合等の取扱いについては、原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは次に、協議第6号 環境衛生事業の取扱いについてをご協議いたします。

事務局から説明をお願いします。

はい、事務局どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第6号 環境衛生事業の取扱いにつきまして、調整方針案を読み上げさせていただきます。

「1 ごみの分別、収集、手数料については、函館市の制度に統一する。

2 し尿の収集、手数料については、函館市の制度に統一する。」ということで、ご提案を申し上げます。

次ページをお開き願いたいと思います。

まず、ごみ処理の事業でございます。調整の具体的な内容を読み上げさせていただきます。

「(1) ごみの分別、収集、手数料については、函館市の制度に統一をする。」ただいま申し上げたとおりでございます。

「(2) 集団資源回収事業は、合併時に函館市の制度を適用する。」としてございます。

下の表をご覧くださいと思います。

項目別に実施主体、分別、それから収集、手数料、集団資源回収事業と区分をさせていただきます。

まず、実施主体でございます。函館市、それから戸井町・恵山町・椴法華村は同じ処理でございますので、恵山地区衛生処理組合ということでございます。南茅部町につきましては、可燃につきましては渡島廃棄物処理広域連合に委託をさせていただきます。可燃以外は南茅部町が独自で処理をしているという状況でございます。

次に、分別の欄をご覧くださいと思います。

まず、分別につきましては、可燃、不燃、資源、粗大、紙類ということで五つに分類をさせていただきます。

可燃ごみにつきましては、函館市につきましては生ごみから食用油までということで記載のとおりですが、戸井町、恵山町、椴法華村につきましては、函館市のほかに布あるいは衣類等が現在可燃ということで処理がなされてございます。同じく南茅部町につきましても布あるいは衣類そして皮革ということで、革につきましても可燃ということで処理がなされてございます。

不燃の欄をご覧くださいと思います。函館市は可燃として4町村が扱っている布あるいは衣類、皮革等は不燃ということになってございます。以下、右側の方に移りますけれども、金属、皮革、ガラス類。それから、南茅部町につきましては金属、びん、ガラス

類ということで、多少取扱いの品目が違っているところがございます。

また、資源ごみにつきましては、函館市は缶、びん、ペットボトル、それからプラスチック容器包装ということですが、戸井町・恵山町・椴法華村につきましては、びんは無色あるいは色のついたもの、その他ということで、さらに細かく分類をいたしてございます。それから、ペットボトル、プラスチック容器包装は同様でございます。また、南茅部町につきましては、資源ごみとして缶、それからペットボトル、発泡スチロール等でございます。

それから、粗大ごみにつきましては、概ね函館市と4町村同様の状況になっているかと思えます。

また、紙類につきましては、南茅部町が分別の中で段ボール、新聞、雑誌等をしているという、そういう状況でございます。

次に、大きな区分の収集でございますが、収集体制につきましては函館市は直営・委託、4町村につきましては委託という形で、函館市は計画路線収集方式でございますが、4町村につきましては、一部計画路線とステーション方式という形で収集がなされてございます。

また、収集の回数でございますが、可燃につきましては、函館市は週2回、それから戸井町・恵山町・椴法華村につきましては週3回、南茅部町は週2回ということでございます。

不燃につきましては、市は隔週、それから4町村は概ね月1回から2回ということです。

それから、資源ごみの収集につきましては、函館市は月4回ですが、4町村につきましては月1回から2回ということでございます。

それから次に、手数料の欄をご覧いただきたいと思えます。

函館市は現在有料でございますが、戸井町、恵山町、椴法華村につきましては、現在無料でございますので、合併時に有料になるということでございます。一方、南茅部町につきましては、現在有料化がなされている、そういう状況でございます。

また、一番下の集団資源回収事業でございますが、こちらにつきましては、現在函館市は町会等を中心に新聞、雑誌等の回収品につきまして奨励金を出しているという形ですが、こちらにつきましては、4町村におきましても合併後は各団体に働きかけをしていただくということで考えてございます。

以上が、ごみ処理事業でございます。

次のページをお開き願いたいと思えます。

2番目として、し尿処理事業でございます。

こちらにつきましても調整の具体的な内容につきまして、読み上げをさせていただきます。

「し尿の収集、手数料、手数料納入方法については、函館市の制度に統一する。

ただし、4町村の家庭系の手数料については、函館市の下水道処理区域の手数料を適用

する。」としてございます。項目名、上から実施主体、収集体制、収集形態、手数料、さらには手数料納入方法ということで区分をしてございます。

実施主体につきましては、函館市は市、それから戸井町、恵山町、椴法華村につきましては恵山地区衛生処理組合、南茅部町につきましては茅部地区衛生施設組合で処理をいたしてございます。

また、収集体制につきましては家庭系で申しますと、市は直営・委託、それから3町村は委託、南茅部町は許可業者ということになってございます。

また、収集の形態につきましても家庭系の部分でいきますと、下水道の処理区域については、函館市は申込制、下水道の処理区域以外は定期ということで月1回でございます。4町村につきましてもそれぞれ定期・申込制ということで、収集体制なされてございます。

次に、手数料の欄をご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、家庭系につきましては、函館市の場合、下水道処理区域につきましては従量制ということで、リッター当たり3円でございます。3町村、戸井町、恵山町、椴法華村につきましては、リッター当たり5円、さらに南茅部町につきましては4.4円ということですが、こちらにつきましては函館市の制度に合わすということで、リッター当たり3円の手数料になるということです。

ただし書きで申し上げましたが、こちらにつきましては本来、下水道処理区域以外でございますが、函館市の下水道処理区域の手数料を適用するというので、ご提案を申し上げます。

また、一番下の納入方法でございますが、現在函館市は納入通知書、さらには口座振替という制度でございますが、4町村につきましては、委託業者による徴収あるいは許可業者による徴収、さらには口座振替ということで、まちまちといいますが、現場で徴収をするという、そういう状況でございますが、合併後につきましては納入通知書あるいは口座振替ということで、ご提案を申し上げたところでございます。

以上、環境衛生事業の取扱いにつきまして、ご説明を申し上げます。よろしくご協議いただきたいと思っております。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ご質問、ご発言をいただく前に、恵山町長さんからちょっと今の資料について補足がございますので、ご発言をいたします。

工藤副会長 恵山町の工藤です。

恵山地区衛生処理組合の管理者をしておりますので、その関係で若干発言をさせていただきたいと思っております。

2ページ目のごみの処理事業についての手数料、無料ということになっております。実は私どもも無料を有料化するというので、この一、二年議論をしまして、具体的には平成16年の4月1日から有料化ということを考えておりました。

しかし、それと同時にこういう合併論議がございましたので、4月に有料化して、仮に

合併が成立したとすると、また年度途中でいろいろと処理に不都合が生じる場合もございますので、そういうことで当面平成16年4月1日の有料化については、見送りをしようということで調整が整っておりますので、この紙面だけを見ると合併が成立したから有料化というふうに誤解をされる場合もありますので、決してそういうことでなくて、私どもとしても議論をしていたということでご理解を賜ればというふうに思います。

以上、報告に代えさせていただきます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの協議第6号、何かご質問、ご意見、ご発言がございましたら、館山委員ですね。はい。

館山委員 戸井町の館山です。

恵山町のし尿処理だとか、ごみの方にかかわっているのですけれども、戸井町も恵山町も楯法華村も同じだと思うのですけれども、発泡スチロールやらプラスチック、缶も全部洗って出していたものですから、函館市と合併したときに、娘たちの話を聞きますと、函館市では洗わなくてもいいということなのですよ。

だけれども、今までずっと警告の紙張られながら、一生懸命私たち洗って出したのですよね。それが皆さん今、定着してきたときに、また洗わなくなるということが、また何か忍びないのですよね、せっかくきれいに出していたのがね。

ですけれども、今度合併になったときに、またそれがもとに戻るのかなと思って、今それを聞きたいと思ひまして。

井上会長 それお一つですか、ご発言は。

館山委員 はい。

井上会長 今日は、市の小野環境部長が出席していますから、部長からお答えをさせていただきます。

はい、どうぞ。

小野環境部長 函館市環境部長の小野でございます。

ただいまお尋ねのございましたプラスチック容器包装類でございますけれども、函館市は洗わなくてもよいということでは決してございませんで、再生利用する場合には汚れがついていますとリサイクルに支障を来すということで、私どもも洗って、すすいでお出しをいただくようにというご指導をしているものでございまして、ひとつそういうようなことでお受けとめをしていただければというふうに存じます。

以上でございます。

井上会長 よろしゅうございますか。

はい、よろしくお願ひいたします。

この問題、住民生活に直接かかわる問題ですから、いろいろと疑問もあるのでないかと思ひます。どんどんご発言をお願いしたいと思ひます。

とは申せ、余りご発言がないようですが、よろしゅうございますか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、先ほどの恵山町長さんのご発言もお含みをいただいて、この議案のとおり決めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、協議第6号 環境衛生事業の取扱いにつきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

次は、協議第7号でございます。条例、規則等の取扱いについてをお諮りをいたします。

はい、事務局どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第7号 条例、規則等の取扱いにつきまして、調整方針案を読み上げさせていただきます。

「条例、規則等については、函館市の条例、規則等を適用する。

ただし、各種事務事業等の調整内容と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて、新規制定、一部改正等を行うものとする。」としてございます。基本的に合併にかかわりまして編入合併の場合は、4町村の条例はすべてなくなるという前提でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

具体的な内容につきましては、ただいま読み上げたとおりでございます。現在5市町村の例規集登載本数ということで、条例、規則あるいは規程・要綱等でございます。函館市につきましては条例245本、全部あわせまして835本でございます。

また、戸井町は条例158本、規則104本、規程等につきましては81本ということで、あわせて343本でございます。

また、恵山町につきましては、条例につきまして146本、規則116本、規程等につきましては108本ということで、あわせて370本でございます。

同じく楸法華村につきましては、条例が111本、規則92本、規程55本ということで、あわせて258本になってございます。

同じく南茅部町につきましては、条例が168本、規則109本、規程等につきましては137本ということで、あわせて414本が例規集としてそれぞれの自治体で現在持っているところでございます。

戸井町以下につきましては、合併時におきまして条例、規則等がすべてなくなるということですが、いろいろこれまでの事務事業の調整をしてまいりましたので、その調整を踏まえて改正するもの、それから新たに制定するものということで、この条例の部分は今後合併時に至る前に整備をしていくということで考えてございます。これは市の総務部の方で担当してございますが、概ね条例で400本程度になるのではないかとこのように言われてございます。同様に規則もそれに近い数が新たに定められるということで聞いてござ

います。

以上が、条例、規則等の取扱いについてのご説明でございます。よろしくご協議いただきたいと思ひます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明でございますが、これは特にご意見がないのではないかとと思ひますが、よろしゅうございますね。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 はい、それでは協議第7号については、原案のとおり決定をしたいと思います。ですが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、協議第7号 条例、規則等の取扱いについては、原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

以上で、今日の協議事項の議案は終わらせていただきました。この後、これまでの協議の中で継続になっておりました事項について幾つかお諮りをしたいと思います。お手元に資料がいつていると思ひますが、まず協議第8号 建設関係事業の取扱いについて。これは継続協議ですが、これをお諮りをいたします。

はい、事務局どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第8号 建設関係事業の取扱いにつきまして。こちら継続協議となっておりますが、平成15年12月26日の協議会におきまして、資料として変更前の形で当協議会にお示しをいたしました。継続になった中身ですが、2番目の部分でございます。こちら読み上げさせていただきます。

市町村営住宅使用料については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から5か年間で段階的に調整し統一をするということで、ご提案を申し上げます。

こちらにつきましては、合併をすることによりまして函館市の立地係数を適用することに伴いまして住宅使用料が上がるという、そういう状況が出てまいりまして、この部分につきまして協議をいただきたいということでございました。その後、部会等で協議をいたしまして、変更後ということで本日ご提案を申し上げたいと思ひます。

2番目の部分のところでございます。読み上げさせていただきます。

市町村営住宅使用料については、現行のとおりとするということでご提案を申し上げます。

こちらにつきましては、上がる部分につきましては、減免対応をしたいということで部会の方、それから4町村のそれぞれの担当の課長さん等ともお話をした中で、こういう選択をいたしたところでございます。変更前の「5カ年で段階的に調整し統一をする」から、変更後につきましては「現行のとおりとする」ということで訂正をいたしましたので、改めてご協議いただければと思ひます。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま説明のとおりでございます。継続協議の建設関係事業の取扱いでございますが、変更後のとおりとしたいという再提案でございます。ご発言、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますね。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

特にご意見がないようでございますから、協議第8号 建設関係事業の取扱いについては、変更後で決定をさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

そのように決定をさせていただきます。

次に、同じく継続協議の協議第9号。これは、資料はお渡ししておりませんが、町字名の取扱いについてでございます。

事務局から説明をいたさせます。

はい、事務局どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第9号 町字名の取扱いにつきまして、ご説明を申し上げます。

町字名につきましては、実は第2回の協議会に提出をして、これまでずっと継続ということになってございます。住民にとりまして大変重要な事項であるということで、これまで時間をいただいた中で、5市町村におきまして十分協議を重ねてまいりました。当初は3案を当協議会にお示しをしておりますが、現在そのうちから一つの案に絞り込んだ形で最終的な協議を進めたいということで、もう少し時間が必要だということで、次回の協議会にお示しをしたいというふうに考えてございます。

その理由といたしましては、住民説明会などによりまして最終確認を行った上で協議会にお示しをしたいという意向の持っている地域がございまして、こうした手続を踏まえた中で次回にお諮りをさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

井上会長 ただいま説明のとおり、町字名につきましては次回の協議会に向けて最終調整をしていると、こういうことでご理解をいただきたいと思います。

以上が、今日の協議事項、継続も含めてすべてお諮りをいたしました。

それでは、協議第10号として市町村建設計画について。これをお諮りをというよりは、ご説明を申し上げます。

はい、事務局どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議第10号 5市町村建設計画について、ご説明を申し上げ

げます。

建設計画につきましては、前回地域別事業計画一覧をお示しをし、皆様よりいただいたご意見も踏まえながら建設計画の基本方針あるいは基本計画の文言等を整理をし、引き続き現在北海道との協議を進めている途中でございます。その結果も踏まえまして、次回の協議会におきまして、あわせて財政計画も皆様にお示しをしてみたいというふうに考えてございますので、次回の協議会におきまして5市町村の建設計画の最終的な形をお諮りしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

井上会長 はい、そういうことでご了承いただきたいと思います。

それでは、今度はちょっと性格が変わりますが、はい、岩谷委員どうぞ。

岩谷委員 建設計画について、前回町村別といたしますか、箇所ごとの事業費ベースで一覧表で提出されております。

一つは、先ほど確認いただいた地域審議会等の任務の一つとして、市長からの諮問に対する答申、あるいはまた地域の事業に対する地域の声を反映して意見を出す。その中でこの建設計画と後ほど示される財政計画、これらを踏まえて合併後この地域審議会では、建設計画の執行状況がどうなっているかという推移について、チェックという言い方はちょっとおかしいのでしょうかけれども、執行状況がどうなっているかということについてやると、こういう任務もあるわけですね。

そうした場合、いただいたこの事業費ベースの積算、10カ年トータルで出ているものですから、可能であれば、年次別というのは時間的にも非常に難しいことでしょうか、せめて10カ年のうち前期、項目ごとに前期、後期くらいに何とか分けられないのかなど。分けられるもの、全部できるかどうかわかりませんが、それとできれば事業費ベースとあわせて計画数量といたしますか、目標数量というの、これもすべてできないと思いますけれども、可能なものもあると思いますので、できれば整備計画の数量だとか箇所数ということになるのでしょうか、そういう計画数量、それと前期、後期の関係、可能な限りで示していただければ、仮に住民説明会でも非常にわかりやすいのではないかと。

その結果、合併後、前期でどういう推移になっていて、建設計画どおり行っているか行っていないかということもある程度把握ができるのではないかと。10カ年でぼんと出ているものですから、前期であるのか後期であるのかどうなのかということ、なかなか理解しづらいし、そういう点で少しわかりやすくしていただけないのかなど。限度はあると思いますが、その点をよろしくお願いをしたいなということと、これはそれぞれの町村でいろいろと違うのでしょうかけれども、私どもの議会としてもやっぱり最も大事なことは、この合併で一緒になって、何を力あわせてやるのかということの説明していく責任があるのではないかと。そして、そのことにかかわって財政がどうなるかということで、建設計画と財政の裏づけがあつてなるほど、これ一生懸命力をあわせればよくなるなというようなことを、やっぱり示していく必要があるのではないかとということと、そういう意味で次に財

政計画もあわせて提案をいただくと、説明をいただくということになっていますので、協定書の調印というのはいつの時点かわかりませんが、財政計画と今申し上げた建設計画にかかわって、その点住民説明を可能な限り、時間限られていまいしょうけれども、その点をやっぱりこの協議会としても取り組んでいく必要があるのではないだろうかということで、これは要望ということをお願いをしておきたいと思います。

井上会長 はい、ありがとうございます。

事務局何かお答え。はい、それでは、事務局長、はい。

近江事務局長 ただいま岩谷委員から、財政計画あるいは建設計画にかかわってのお尋ねがございました。これまでも10カ年の総体の事業費という形の中でお示しをさせていただいております。私どもの委員会の中でも年次別は難しいということでのお答えをさせていただきましたが、前期5年それから後期5年、大きく分けて、この二つに分けた場合の概ね事業量の総量につきましては、前期で約60%程度ということでは私どもお答えをさせていただいております。なかなか事業費個々に、地域別・年次別に分けて出すということは難しいのかなということでございますので、検討させていただきたいということでご理解いただければというふうに考えてございます。

それから、後段で、ある程度財政計画あるいは建設計画等がまとまった時点で、住民への周知のお話がございました。こちらにつきましては、最終的にまとめたものは冊子として全戸配布もいたしたいというふうに考えてございますし、住民周知の部分につきましても協議会がある程度一定の形で終えた時点では、何らかの形でしていかなければならないというふうに考えてございますので、こちらはまだ、いつどのような形ですするというのまでは事務局としては固まっておりますが、周知につきましては、きちっと全戸配布も含め、また違う場でもやりたいなというふうに事務局として考えてございます。

以上でございます。

井上会長 それはあれですか、年次別は無理と。しかし、大まかに前期、後期くらいのことについては検討してみたいと、こういうことですか。皆さんそういうふうにご理解をいただきたいと思いますが、岩谷委員よろしいですか。

はい、できるだけ住民にわかりやすい、そういった建設計画にまとめるという努力を事務方にさせたいと思います。

ほかにご発言ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようですから、冒頭申し上げましたように、次回の協議会でお諮りをしていくというふうにさせていただきたいと思います。

それでは、今度は協議事項ではなくて、議案として2点お諮りをしたいと思います。

まず、議案第1号 平成16年度函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会スケジュールについて、お諮りをいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、事務局どうぞ。

近江事務局長 それでは、議案第1号 平成16年度函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会スケジュールにつきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

こちらにつきましては、平成16年度の主な日程ということで提出をさせていただいてございます。

まず、大きな区分、項目の中で1、協議会の欄がございます。4月以降ということで、一番上に8回、9回ということで2回程度予定はしてございますが、3月の協議会ですべて終了いたしますと、4月につきましては協定書の調印という形で考えてございます。

さらに協議会といたしましては、6月に合併議決の報告あるいは平成15年度の合併協議会の決算を6月にいたしたいということで考えてございます。

また、順調に進みますと第11回目は11月ということで、これは合併の直前になりますけれども、総務大臣の告示の報告あるいは協議会の解散、そして予算の取扱い、それから住民への周知等の報告をいたしまして、合併の前日をもって協議会が解散するという、そういう流れで予定をいたしてございます。

また、2番目の国・道関連でございます。4月にこの合併協定書の調印がなされますと、建設計画を直ちに総務大臣および北海道知事へ送付するという作業が出てまいります。6月には下の欄でございますが、それぞれの5市町村の定例会で議決がなされますと、北海道へ廃置分合の申請をいたします。

それから、北海道は9月の道議会でこの廃置分合の議決を予定してございまして、これになりますと、知事は廃置分合の決定処分をいたし、総務大臣へ届出をいたします。総務省はこの届出を受けまして総務大臣告示ということで、これは官報によりまして告示がなされたときに総務大臣の告示になるわけでございますが、国・道の関連ではそのような流れを予定してございます。

また、3番目の5市町村の議会でございます。ただいま申し上げました6月の定例会で、それぞれ5市町村が廃置分合等の議決をしていただきたいというふうに考えてございます。そのほかに財産の処分にかかわるもの、それから議員の定数および任期にかかわる議案、さらには地域審議会の設置、そして合併関連の補正予算等が6月議会で予定をいたしてございます。

さらに11月になりますが、合併の直前ということで、こちらの方は臨時議会の対応で、まず合併関連の条例、それから町字名、さらには一部事務組合の解散・脱退あるいは財産処分、そして合併協議会の解散、さらには4町村関連の補正予算ということで、合併後の12月から3月までの予算等もこの臨時会、11月に予定してございます。

それから、一番下の広報・広聴関係ですが、これまでも協議会につきましては、開催の都度ホームページの更新。これは11月まで継続して進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、協議会が開催された都度、協議会だよりを発行してございますので、こちらもある

わせて発行してまいりたいというふうに考えてございます。

6月の一番下につきましては、合併に伴います建設計画のダイジェスト版を作成をいたしまして、こちらにつきましては全戸配布を考えてございます。

さらに9月になりますけれども、こちらにつきましては、合併に伴ういろいろな制度、事務事業の調整に伴いまして住民へのサービスがどうなるのか、あるいは負担はどうなるのかという部分で住民広報用の資料、こちらにつきましても全戸配布を予定をしてございます。一連の流れがすべて順調にいきますと、12月1日に新市が誕生すると、そういうことで平成16年度の合併協議会のスケジュールを考えてございますので、よろしくご協議いただければと思います。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま説明のとりのスケジュールでございますが、ご質問、ご意見ございましたらどうぞご発言をお願いします。

これ9月に広報、住民に何か今、お金の話とかと言っていたけれども、遅くないですか、9月というの。そういう内容だとすれば。6月は先ほど岩谷委員のご質問にもあった建設計画の内容として出すということでもいいのですね。9月、いや私が聞くのはおかしいけれども、遅くない。

はい、どうぞ。

近江事務局長 若干早くは可能かと思いますが、逆に間を置くことがどうなのかなという思いもありまして、9月ということで一応予定をさせていただいております。それ以外に、各部局で直接市民の方にかかわる広報等につきましては、逐次いろいろな媒体を使いながら住民の方に周知をしていきたいということで、こちらにつきましては、どちらかという最終版的な形で、すべての調整あるいはサービス等を網羅したものをつくってお配りしたいというふうに考えてございます。

期日につきましては、若干の期間の設定の中では猶予がございますので、再度そこら辺は配慮したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

井上会長 総括的なお知らせということで理解していいのだね。お諮りではなくてね。

はい、どなたかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようでございますので、議案第1号 平成16年度函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会スケジュールについては、原案のとおり決定をさせていただきたいと存じます。ありがとうございました。

それでは次に、議案第2号 平成16年度函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会予算についてをお諮りをいたします。

はい、事務局、説明をお願いいたします。

どうぞ。

近江事務局長 それでは、平成16年度5市町村合併協議会の予算につきまして、ご説明を申し上げます。資料は3枚ものになってございます。

まず、歳入歳出予算の総額につきまして、それぞれ2,950万8,000円と定めてございます。

歳入につきまして、ご説明をいたしたいと思います。次ページをお開き願いたいと思います。

まず、第1款分担金及び負担金、1項1目とも負担金2,350万円は、本協議会の管理運営に要する負担金といたしまして、函館市から910万8,000円、戸井町から359万1,000円、恵山町から360万5,000円、椴法華村から355万7,000円、南茅部町から363万9,000円をそれぞれ負担していただくものでございます。

次に、第2款道支出金、1項1目とも道補助金600万円は、本協議会の管理運営に要する費用のうち、広報・広聴に要する費用の一部につきまして北海道からの補助金を見込んでございます。

次に、第3款諸収入、1項1目とも預金利子1,000円は、歳入現金の預金にかかわる普通預金利子でございます。

2項1目とも雑入7,000円につきましては、協議会事務局臨時職員の雇用保険料の本人負担分でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。次のページをお開き願いたいと思います。

1款1項とも運営費、1目会議費276万4,000円は、委員報酬、会議資料等の作成、会場使用等に係る経費でございます。

次に、2目事務局費の425万2,000円は、協議会事務局臨時職員の賃金、国・道との協議のための旅費、それから協議会事務局の光熱費や事務機器の使用料等でございます。

また、第2款事業費1項1目とも事業推進費2,239万2,000円につきましては、ホームページの運用、協議会だより、さらに住民広報用資料の作成、その他例規整備に要する費用でございます。

第3款1項1目とも予備費につきましては、10万円を計上しております。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいまの議案第2号について、何かご質問ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

特にご意見ないようでございますので、議案第2号 平成16年度函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会予算については、原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、今日の案件は以上で全部終了でございます。大変ご協力をいただきまして、ありがとうございました。何かその他、事務局何かありますか。

はい、どうぞ事務局。

近江事務局長 それでは、事務局から次回の、第7回の会議日程につきまして、ご案内を申し上げます。

次回第7回につきましては、3月29日月曜日になります。3月29日午後1時半から、会場は函館国際ホテルで開催をいたしたいと思っております。委員の皆様、よろしくご日程の確保をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

次回の会議は3月29日ということでございますので、場所は国際ホテルでございますから、よろしくお願いを申し上げます。

本日の日程は以上でございますが、全体的に何か、特にご発言をしたいという委員がいらっしゃったらご発言をお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようでございますので、本日は長時間にわたりましてご協議をいただき、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、第6回函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会を終了いたします。

まことにありがとうございました。

午後3時15分 閉 会

以上、第6回函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会

会 長 井 上 博 司

函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会

委 員 岩 谷 正 信